



HPはこちら

東日本ユニオン NEWS

JR東日本労働組合
発責 教育・広報部
2021年9月17日 No.359

いわゆる通勤超勤の支給対象外に伴う 経過措置の算出方法について明らかにする！

東日本ユニオンは9月8日に申7号「現業機関における柔軟な働き方の実現について」に関する第四次解明申し入れの団体交渉を行い、いわゆる通勤超勤の支給対象外に伴う経過措置の算出方法について明らかにしてきました。

いわゆる通勤超勤の支給対象外に伴う経過措置とは

助勤等により、自宅最寄り駅から所属の出勤箇所より遠方地に出勤する際に発生しますが、今施策による「統括センター」及び「営業統括センター」になるとエリア内の複数の駅が1つの所属箇所になることから、このエリア内の勤務箇所に出勤する際は、いわゆる通勤超勤が発生しなくなります。経過措置については「統括センター」及び「営業統括センター」の発足及び所属時に基礎額を算出し、全社員が支給対象（移動時間を要する出面が必要な担務に従事する場合に限り）となります。なお、昇給などで基本給が上がった場合でも「基礎額は変更しない」としています。

経過措置に対する月額を求める計算式



◇例として、センターの拠点駅をA駅とし、B単価算出にあたり関係手当を含めた総額が30万の社員の場合 ※(算定はB単価で行い、この場合のB単価は2,602円)

- 出面が必要な各担務駅への移動時間を合算
→10分(C駅)×3(担務)+20分(B駅)×4(担務)=110
- 駅間移動往復分の2を乗じた時間数→110×2=220
- 出面が必要な担務日数(非番含む)で除す→220÷(4+12+6)=10
- 通勤超勤は片側のみ発生となるので、2で除した時間数へ→10÷2=5分
- 1時間あたりのB単価2,602円÷60分=43.366...×5分=217円
- 上記に月平均の出勤数を乗じた額→217×21日=4,557円 「4,557円」が基礎額となる。
※例の算定方式は団体交渉時に会社から受けた説明によるものです。



上記の場合の経過措置額は(50円以上は100円に切り上げ、50円未満は切り捨てる)

令和3年度ダイヤ改正～令和5年3月31日まで(8割)・・・	4,557×0.8=3,600円
令和5年4月1日～令和6年3月31日まで(5割)・・・	4,557×0.5=2,300円
令和6年4月1日～令和7年3月31日まで(3割)・・・	4,557×0.3=1,400円